

国税のあらまし

直接税

所得税 1月1日から12月31日までの1年間に生じた個人の所得に対して課税されます。
 復興特別所得税 所得税の税額をもとに課税されます。
 相続税 相続又は遺贈により財産を取得したときに課税されます。
 贈与税 個人から財産を無償又は通常の価額より低い対価で取得したときに課税されます。
 法人税 法人の各事業年度の所得などに対して課税されます。
 地方法人税 法人税の税額をもとに課税されます。
 特別法人事業税 法人事業税（県税）の一部を分離し、法人事業税と併せて県に申告納付します。
 なお、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、適用となっています。

国税

消費税 事業者の販売する商品やサービスの提供及び輸入貨物に対して課税されます。
 地方消費税 消費税の税額をもとに課税されます。
 酒税 酒やビールなどの酒類（アルコール分1%以上）を製造場から出荷したとき又は輸入したときに課税されます。
 撥発油税・地方撲滅油税 ガソリンなどに対して課税されます。
 石油ガス税 自動車用のプロパンガスに対して課税されます。
 石油石炭税 原油、天然ガス、輸入石油製品及び石炭に対して課税されます。
 航空機燃料税 航空機燃料に課税されます。
 関税 輸入貨物に対して課税されます。
 印紙税 契約書、手形、領収書、預貯金証書などの課税文書を作成したときに課税されます。
 登録免許税 不動産、会社などの登記や著作権、出版権などの登録などをするときに課税されます。
 自動車重量税 車検を受ける自動車及び使用の届出をする軽自動車に課税されます。
 電源開発促進税 一般電気事業者の販売電気に課税されます。
 たばこ税・たばこ特別税 たばこを製造場から出荷したとき又は輸入したときに課税されます。
 国際観光旅客税 船舶又は航空会社がチケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客に対し課税されます。

- ※ 直接税 所得税や法人税のように、税金を負担する方が、国や地方公共団体に直接その税を納める税金をいいます。
- ※ 間接税 消費税や酒税のように、実質的に税金を負担する方（消費者）と、それを納める方（製造者、事業者など）が異なる税金をいいます。

- ◎ 前ページの国税のうち、所得税、復興特別所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、消費税及び地方消費税についてご紹介します。なお、各税目の詳細は、国税庁ホームページをご覧いただけます。

■所得税

所得税は、個人が1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額（収入金額からその収入を得るために直接要した経費（必要経費）の額を差し引いたもの）に対して課税される税金です。その人の1年間の所得の金額から所得控除を差し引いた課税所得金額に税率を乗じて税額を計算します。

所得の種類及び基本的な計算方法は市民税と同じですので、10~12ページをご参照ください。

なお、所得控除の種類は寄附金控除を除き市民税と同じですが（12~15ページ参照）、控除の金額は異なります。

税率は、所得が多くなるにしたがって段階的に税率が高くなる超過累進税率となっていて、納税者がその担税力に応じて公平に税を負担する仕組みとなっています。

(所得税額の計算)

$$\left[\text{各種所得金額の合計金額} - \text{所得から差し引かれる金額(所得控除の額)} \right] \times \text{税率} = \text{所得税額}$$

源泉徴収税額や住宅借入金等特別控除額など税金から差し引かれる金額を差し引いて納付します。

■復興特別所得税

個人の方の平成25年から令和19年までの各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税を併せて申告することとなり、所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める必要があります。

なお、給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されます。

(復興特別所得税額の計算)

$$\text{基準所得税額} \times 2.1\% = \text{復興特別所得税額}$$

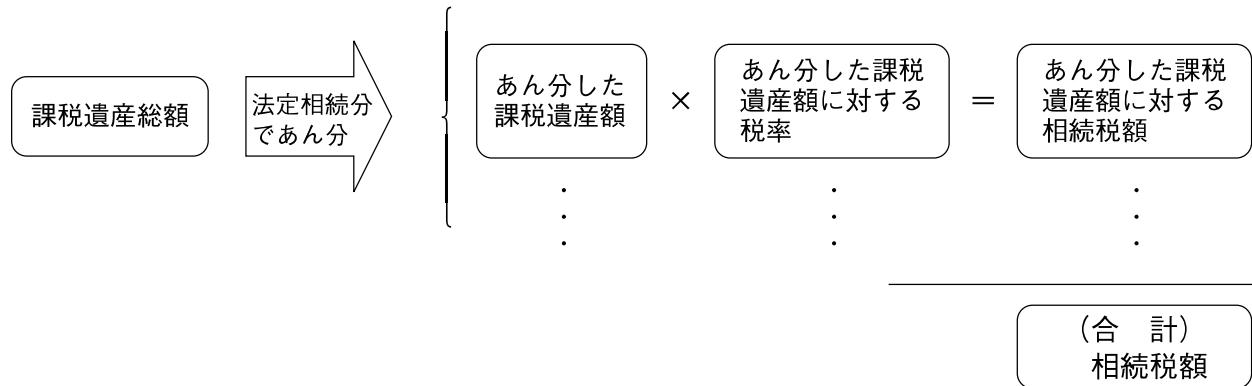
■相続税

相続税は、各相続人等が相続や遺贈によって取得した財産（債務及び葬式費用の金額を控除し、相続開始前3年以内の暦年課税の贈与財産の価額を加算します。）及び相続時精算課税の適用を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合に、取得した財産の価額をもとに相続財産などを取得した方に課税される税金です。

※ 相続時精算課税の適用を受けた方は、相続財産などを取得しなかった場合であっても、相続時精算課税の適用を受けた財産を相続や遺贈によって取得したものとみなされ、贈与の時の価額で相続し、税の課税価格に参入されることになります。

(相続税額の計算)

$$\text{各人の課税価格の合計額} - \text{基礎控除額 } 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}) = \text{課税遺産総額}$$



■贈与税

贈与税は、個人から贈与によって財産をもらった方に課税される税金です。

贈与税額の計算は、暦年課税、相続時精算課税(60歳以上の父母又は祖父母からその推定相続人である20歳以上の子又は孫が、受けた贈与について選択できます。)の、いずれの適用を受けるかで異なります。

(「暦年課税」の適用を受ける場合の贈与税額の計算)

$$\left[\begin{array}{l} \text{1月1日から12月31日} \\ \text{までの1年間に贈与を受け} \\ \text{た財産の合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ 110\text{万円} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{税率} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{贈与税額} \end{array} \right]$$

(「相続時精算課税」の適用を受ける場合の贈与税額の計算)

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定の贈与者から1年間} \\ \text{に受けた贈与財産の価額の} \\ \text{合計額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{相続時精算課税の} \\ \text{特別控除額} \\ (\text{限度額}2,500\text{万円}) \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{税率} \\ 20\% \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{贈与税額} \end{array} \right]$$

■法人税

法人税は、株式会社などの法人の所得や、公益法人等又は人格のない社団等の収益事業に係る所得に対して課税される税金です。

法人税の申告は、法人が毎期作成する決算に基づいて行います。

法人税の所得の金額は、企業会計上の決算利益の金額に、税法の規定に基づく調整を行って計算します。この法人税の所得の金額に税率を乗じて税額を計算します。

原則として法人は、欠損により税額が発生しなくても、あるいは休業中であっても、法人税の申告をしなければなりません。

(法人税額の計算)

$$\left[\begin{array}{l} \text{企業会計上の} \\ \text{決算利益の金額} \end{array} \right] + \text{又は} - \left[\begin{array}{l} \text{法人税法の} \\ \text{規定による調整} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{税率} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{法人税額} \end{array} \right]$$

■地方法人税

平成26年10月1日以後に開始する課税事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税申告書の提出が必要となります。

(地方法人税額の計算)

$$\text{課税標準法人税額} \times \text{税率*} = \text{地方法人税額}$$

* 令和元年10月1日前に開始した課税事業年度 4.4%

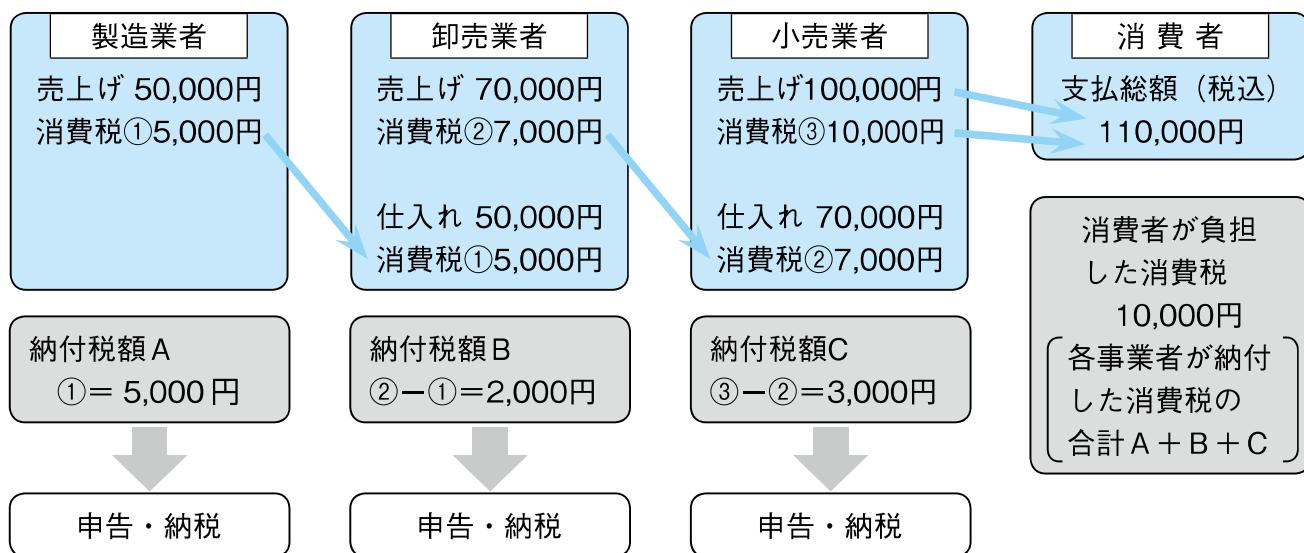
令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度 10.3%

■消費税及び地方消費税

消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税です。国内における商品の販売やサービスの提供などを課税対象とし、取引の各段階ごとに標準税率10%（うち2.2%は地方消費税）、軽減税率8%（うち1.76%は地方消費税）の税率で課税される税金です。

消費税は納税義務者となる事業者が納めますが、事業者が販売する商品の価格や提供するサービスの代金には消費税が含まれて、次々と転嫁され、最終的に商品を消費又はサービスの提供を受ける消費者が負担することとなります。各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています。

(消費税及び地方消費税の負担と流れ)



～消費税率の引上げと消費税の軽減税率制度について～

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

●消費税率について

区分	軽減税率	標準税率
消費税率	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.76%*	2.2%*
合計税率	8.0%	10.0%

* 地方消費税額は、消費税額の22/78です。

●軽減税率制度について

対象品目 酒類・外食を除く飲食料品、週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)など

(消費税額の計算)



* 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

●適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入

仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

導入後は、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」(インボイス)等と帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

●適格請求書（インボイス）とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシートその他これらに類する書類をいいます。

適格請求書を交付することができるには、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

●適格請求書発行事業者になるには

適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、令和5年9月30日までに登録申請手続きを行う必要があります。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度
特設サイト



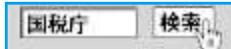
インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

インボイスコールセンター

電話番号 0120-205-553 (無料)
受付時間 9:00~17:00 (土日祝除く)

■国税庁ホームページ

国税庁では、税に関する様々な情報をホームページで発信しています。



<https://www.nta.go.jp>



■e-Tax（国税電子申告・納税システム）ホームページ

税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続をすることができます。

1. インターネットを利用して所得税、消費税、相続税、贈与税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を行うことができます。
2. 税金の納付も、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ダイレクト納付*やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応のATMを利用して全ての税目について行うことができます。



* 事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告などをした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができるものです。

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

詳しくは、QRコードからe-Tax ホームページをご覧ください。

■マイナンバーカードでe-Taxがもっと便利に！

年末調整手続や所得税確定申告について、マイナポータル連携により、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書に自動入力することができます。



詳しくは、QRコードからマイナポータル連携特設ページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>

■タックスアンサー（国税）のご案内

タックスアンサーは、国の税金に関するインターネット上の相談室です。



よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

国税庁ホームページ又はQRコードからご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

■市内の税務署

税務署におかけ頂いた電話は、自動音声によりご案内いたしますので、電話を切らずに音声に従ってください。なお、税に関する相談をご希望の場合は「2」を選択してください。国税局電話相談センター（税務相談室）におつなぎいたします。

名 称	管 轄 区	所 在 地	電 話	最 寄 り の 駅
川崎南税務署	川崎・幸	〒 210-8531 川崎区榎町 3-18	044-222-7531	J R 川崎駅 京浜急行線京急川崎駅
川崎北税務署	中原・高津・宮前	〒 213-8503 高津区久本 2-4-3	044-852-3221	J R 南武線武蔵溝ノ口駅 東急田園都市線・大井町線溝の口駅
川崎西税務署	多摩・麻生	〒 215-8585 麻生区上麻生 1-3-14 川崎西合同庁舎内	044-965-4911	小田急小田原線・多摩線新百合ヶ丘駅

※ 国税のあらましは令和5年4月1日現在の法令等に基づいて記載されています。